



## 東日本大震災に対する今後の支援活動

# 「災害支援ナース」914人(延べ3,674人)を派遣 5月末まで被災地の近隣県からの支援を継続

東日本大震災で被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

公益社団法人日本看護協会（会長・久常節子、会員数・63万人）は、地震が発生した3月11日に「東日本大震災災害対策本部」を設置、「災害支援ナースネットワークシステム」（別紙：参考資料）を稼働させ、21日から岩手県、宮城県、福島県の病院や避難所などへ全国から914人（延べ3,674人）の災害支援ナースを派遣。被災者の健康管理、被災看護職の業務負担軽減などの支援活動を行ってきました。



避難所に24時間常駐する災害支援ナース

特にライフラインの復旧が遅れている宮城県の支援には、県看護協会に現地対策本部を置き、認定看護師教育課程の教員らが常駐して被災地を回り、支援ニーズについて情報収集を実施。気仙沼市や石巻市の20カ所以上の避難所への看護師の配置についてコーディネートし、継続的な看護を提供しました。

地震発生から1カ月以上が経過し、災害支援ナースの活動も次の段階に入っています。ケアが必要な要介護者や障害者などを福祉避難所に統合するなど、緊急支援から日常化に向けた次のステージに移す時期です。また、ボランティア活動をつないでいく支援の在り方には限界があり、長期化する災害対応に対して、必要な看護職を雇用する方策が求められています。そのような状況を勘案し、全国規模の派遣を4月末までとし、5月以降は被災地の近隣県看護協会からの支援を月末まで行います。

報道関係者の皆さまには、趣旨にご理解をいただき、さまざまな機会にご紹介いただけますよう、よろしく願いいたします。

## 今後の支援活動の方針

1. 全国規模の災害支援ナースの派遣は4月末まで。5月以降は被災地の近隣県からの継続的支援を月末まで行う
2. 二次災害の危険性や衛生状態が良くない生活環境にある避難所の統合化・集約化にあわせ、災害支援ナースの活動も集約を図る

## ■災害支援ナースの派遣について

### 1. 災害支援ナース派遣の今後の方針

5月下旬まで被災県看護協会への支援を継続します。今回の災害は、規模が大きく被害が広範囲にわたり、被災県も複数に及びました。そのことから都道府県看護協会と連携し、全国規模の支援を行ってきました。地震発生から1カ月以上が経過し、急性期の支援から日常化に向けた継続的支援に移行する必要があります。

岩手県、宮城県、福島県看護協会への継続的支援を行うために、災害支援ナースの派遣を、派遣基準の②（参考資料：災害支援ナース派遣基準）である被災地の近隣県看護協会による支援に移行します。

### 2. 5月からの災害支援ナース派遣について

5月からの災害支援ナース派遣は、岩手県、宮城県、福島県看護協会と調整し、継続的支援を行うために支援活動の集約化を図ります。

本会は、二次災害の危険性や衛生状態の良くない生活環境にある避難所から、避難者を早期に移動させることが必要と認識しています。支援活動の集約にあたっては、そのような観点も踏まえ、これまで支援を行ってきた避難所などへの情報収集を通し、各自治体対策本部などの関係各所と連携し、支援ニーズの確認・調整をしました。今後の派遣体制は下表のとおりです。

支援活動場所		災害支援ナースの派遣元協会
岩手県	山田町の避難所	岩手県看護協会（県内看護職対応）
宮城県	気仙沼市の避難所 石巻市の避難所	秋田県看護協会、山形県看護協会 東京都看護協会
福島県	郡山市の避難所	栃木県看護協会、千葉県看護協会

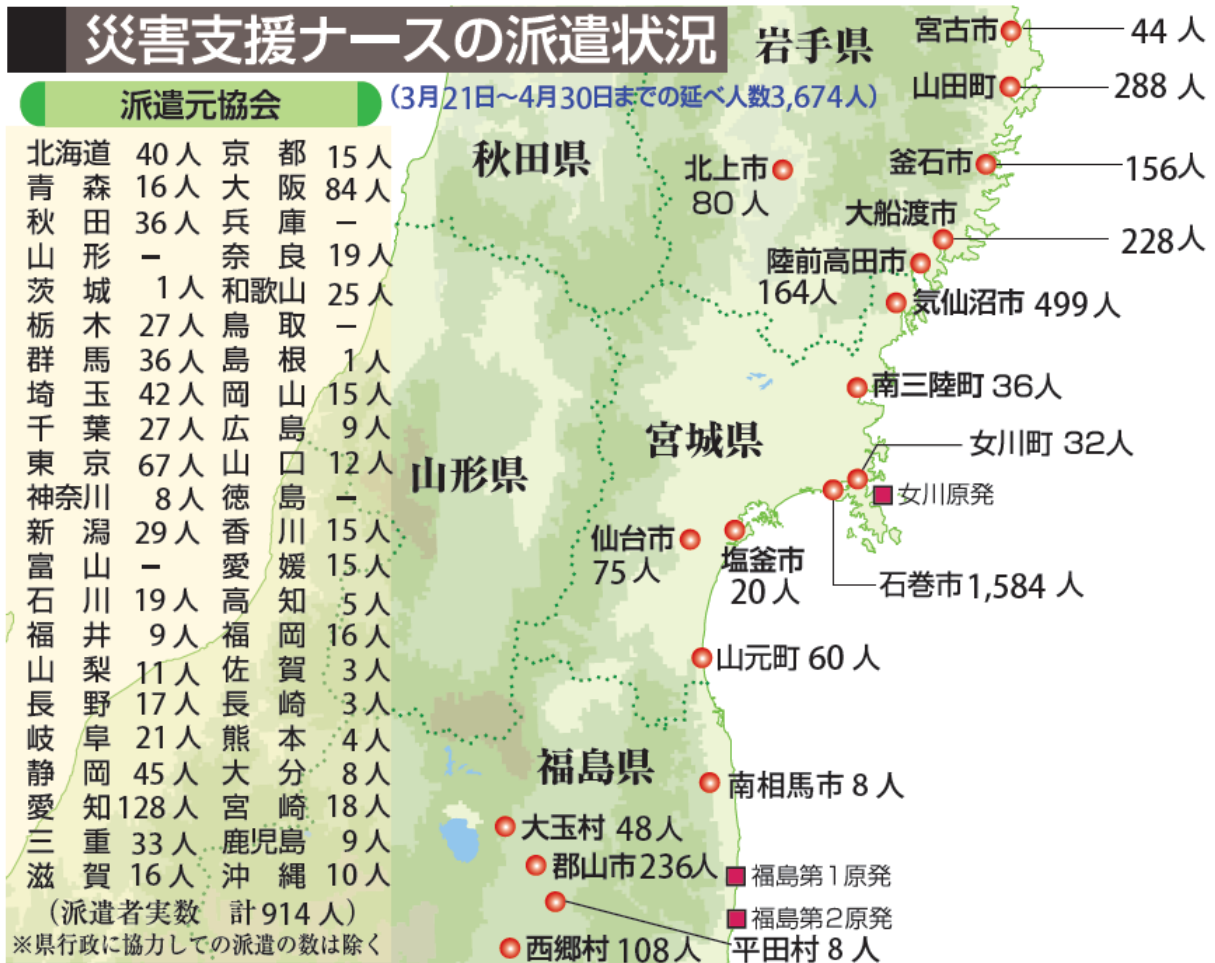
## ■日本看護協会の今後の取り組み

岩手県、宮城県、福島県看護協会が今後、主体的に復旧・復興に向けた支援活動を継続していけるよう、後方支援体制を整備します。早急に被災した会員の安否および被災状況と看護職員としての雇用状況のニーズ把握を実施します。

被災による失職や雇用条件が悪化した看護職員がいることが懸念される中、被災した看護職員の雇用状況を明らかにし、専門職としての看護職員の雇用の確保、労働環境・条件の問題点などの解決に取り組んでいきます。

長期化が予想される被災地・被災者への支援には、ボランティアである災害支援ナースの活動をつなぐだけでは限界があり、必要な看護職を雇用する方策が求められています。ボランティアではなく、雇用による長期的支援がされるよう、政府や関係省庁に対し政策提言や要望などの働きかけを行っていきます。

■災害支援ナースの派遣状況



※延べ人数：災害支援ナース1人が3日活動した場合は3人、4日間の場合は4人として計上

■「災害支援ナース」とは

災害支援に関する研修や訓練を受けた看護職。被災者が健康レベルを維持できるように適切な医療・看護を提供することや、被災した看護職の心身の負担を軽減し支えることを役割とする。現在、約4,803人が登録している。

■「災害支援ナース」の登録条件、研修について

本会が事故補償として保険加入するため、協会会員であることが前提。基本的には、基礎研修・実務研修の学習計画（本会 HP 掲載）を基にした都道府県看護協会が実施する研修を受けていることが登録の条件。研修を受講できる経験年数は、基礎研修が3年以上、実務研修が5年以上。両方の研修を受けていることが登録の条件のため、実際は経験5年以上の看護職を想定している。今回は緊急時のため、上記以外の看護職でも「ボランティアナース」として登録が可能。身分保証については、申し込み先の都道府県協会によって対応が異なる。

■過去の災害支援ナースの派遣実績

新潟県中越地震（2004年10月23日）、能登半島地震（2007年3月25日）、新潟県中越沖地震（2007年7月16日）に次ぎ、今回の派遣で4回目。